

支えあい、助けあい

…福祉のコミュニティづくり

令和3年度

事業計画書

社会福祉法人

小樽市社会福祉協議会

目 次

	ページ
はじめに	1
主な事業・活動	
[1] 地域福祉活動の推進	
1. 小地域ネットワーク活動	2
2. 在宅サービス事業の実施	2
3. ふれあい相談事業の推進	3
[2] 指定管理	
1. 総合福祉センターの管理運営	4
2. 児童館の管理運営	4
[3] 生活困窮者自立支援	
1. 生活困窮者自立支援事業	6
2. 緊急生活救援資金等の貸付事業	6
3. 生活困窮者等への物資支援事業	7
[4] 権利擁護事業の推進	
1. 相談事業	8
2. 成年後見事業	8
3. 権利擁護事業	9
4. 普及・啓発事業	9
[5] 介護保険事業の推進	
1. たんぽぽ介護事業所	9
2. 銭函デイサービスセンター	11
3. 小樽市中部地域包括支援センター	12
[6] ボランティア・市民活動の推進	
1. ボランティア・市民活動センターの運営	14
2. 点字図書館の管理運営	16
[7] 社会福祉法人等との協力・連携	
1. 生活支援委員会	17
2. 福祉のしごと委員会	17
3. 地域づくり委員会	18
[8] 関係団体等の支援	18
[9] 困窮世帯等の支援	18
[10] 共同募金運動への協力	19
[11] 会務の運営等	19

はじめに

昨年度は、まさに新型コロナウイルスに翻弄された一年でした。本会でも、感染の拡大に伴い、予定していた事業の多くを感染拡大防止の観点から延期又は中止せざるを得ませんでした。この感染症の収束の見通しはいまだに立っておらず、本年度も感染予防に細心の注意を払い、都度、状況を確認しながら事業をすすめていくこととなりますので、昨年度同様、延期や中止となる場合も想定されるところです。

高齢化率が高い本市には、元気なご高齢の方々がたくさんいらっしゃいますが、感染症の拡大に伴い、外出の機会や人同士の交流が減少したことによって、要支援・要介護の程度が進行したケースもあると聞いています。

また、コロナ禍は高齢者以外の世代にも大きな困難をもたらしました。勤務先の事情による解雇、休職、収入減、自営業の方では廃業や閉店を余儀なくされた例が数多く報じられているほか、長期にわたる休校など教育環境の変化により次代を担う子どもたちにも悪影響を及ぼしています。

本会は、北海道社会福祉協議会の個人向けの貸付制度である「緊急小口資金」「総合支援資金」の貸付窓口を担っており、コロナ禍における特例貸付の爆発的需要には職員が一丸となって対応しました。小樽市生活サポートセンター（たるさぼ）などと連携しながら、個々の困窮状況に応じた適切な支援を速やかに提供していますが、必要な際は行政機関等へ繋いでいくことが重要です。

このように誰もが厳しい状況だからこそ、一層「すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共につくり、高めあう『地域共生社会』の実現」が急務となっています。

本年度は、本会独自のスマートフォン用アプリの制作・活用による支援体制の整備など「新たな生活様式」に対応した事業をすすめながら、地域の皆様と手を携え、公的支援だけに頼らない助け合い・支え合いやボランティア活動を支援し、他の法人・団体等との連携を深め、様々な事業の実施や普及・啓発、多様化するニーズへの適切な対応を通じ、地域福祉の推進に取り組むとともに、適正な法人運営と経営の健全化に向けた努力を続けていくものです。

なお、市の「地域福祉計画」と車の両輪をなす本会「地域福祉活動計画」については、策定委員会において双方の計画が一体的に検討・作成され、パブリックコメントを経て、策定作業を完了しました。

この計画の内容を、絵に描いた餅ではなく実効性のあるものとするため、本会職員一人ひとりが知恵を絞り、力を合わせ、取組をすすめてまいります。

【重点推進事項】（全項目共通：新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意して）

- | | |
|---------------|---------------------|
| 1 地域福祉活動の推進 | 2 生活困窮者の自立支援 |
| 3 権利擁護事業の推進 | 4 ボランティア・市民活動の推進 |
| 5 地域福祉活動計画の実行 | 6 非常時に強い組織づくり・人材の育成 |

主な事業・活動

[1] 地域福祉活動の推進

1. 小地域ネットワーク活動

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすために、保健・医療・福祉の専門機関による支援を行うだけでなく、地域が持つ支え合いの力を最大限に活用することが重要な課題とされています。本事業では、「地域住民が相互に支え合える環境」を整えるための支援を行います。そのために、さまざまな場所に出向き、市内で行われている小地域ネットワーク活動についてはもちろん、市内外問わず多様な団体の活動についても情報を収集・発信します。

前年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、多くの団体が活動を休止、または規模を縮小せざるを得ない状況でした。今後もその影響が継続する可能性も考えられ、高齢者の身体活動の低下による要介護状態の発生や、地域とのつながりが途絶えることが懸念されています。そこで、高齢者の生活支援を目的に、新しい生活様式に対応した体制の整備が必要と考え、自宅でも地域活動の最新情報を得ることができるスマートフォン用アプリケーションの制作を進めます。アプリケーション完成後は、チラシの配布等により広報活動を行うほか、住民向けの説明会を開催し利用促進を働きかけます。

- (1) 地域住民による支え合い活動の支援
- (2) 小地域ネットワーク活動等の情報収集・発信(社協だより、本会ホームページ、Facebook、行事での聴き取り等)
- (3) 地域活動に活用できる助成制度の紹介
- (4) アプリケーションの制作および広報

2. 在宅サービス事業の実施

地域のボランティアや民生児童委員等にご協力をいただき、高齢者、障がい者をはじめとしたサポートを必要としている人々の日常生活を支援するため、次の事業を実施します。

(1) 小樽市独居高齢者等給食サービス事業

小樽市から受託し、65歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯等に週1回、安否確認を兼ねてお弁当をお届けします。近隣の方による定期的な声かけとともに、栄養のバランスが取れたお弁当を届けることで、利用者が住み慣れた地域で少しでも安心して暮らせるよう支援します。

① 配食方法

a. ボランティアによる配食

利用者宅の近隣にお住まいの方に配食していただくことで、地域の中で支え合いネットワークが構築されます。

b. 配食拠点による配食

商店や会館等が配食の拠点となり、近隣に住む利用者がお弁当を自ら引き取りに行くことで拠点での安否確認ができるとともに、拠点のボランティアや利用者同士で交流する機会を設けることができます。

※ ボランティアによる配達時に応答がない場合や、利用者が配食拠点へ来られなかった場合は、本会が直接訪問又は緊急連絡先等への問い合わせなどにより利用者の安否確認を行います。

② 配食関係者交流会

町会関係者や民生児童委員、開催地域の住民などを広く対象とし、給食サービス事業の周知や配食ボランティアへの参画の提案、地域の中での助け合い、支え合いの大切さを伝え、本事業をとおして市内各地域で助け合い、支え合いの輪が広がることを目指し交流会を開催します。

(2) 福祉除雪サービス事業と屋根雪下ろし助成事業

冬期間の暮らしの安全確保を目的に、高齢、身体障がいなどにより除排雪が困難な低所得世帯の方を対象とし、民生児童委員や除雪ボランティアの協力を得て、下記の事業を実施します。

① 福祉除雪サービス事業

歳末たすけあい義援金と小樽市からの補助金を財源に、玄関先から公道までの幅1m程度の生活路や雪でふさがったストーブの排気筒、割れるおそれのある窓等の危険な箇所を、1世帯につきひと冬に3回まで除排雪を行います。

② 屋根雪下ろし助成事業

小樽市の補助金を受け、ひと冬に1回、10,000円を上限に住宅の屋根雪下ろし費用を助成します。

上記(1)、(2)いずれの事業も、関係機関等で構成する運営委員会を開催し、適正な事業の実施を図ります。

3. ふれあい相談事業の推進

家族や生活のこと、各種福祉制度について等、日々の暮らしの中のさまざまな相談をお受けいたします。相談員が関係機関と連携を図りながら、問題解決に向けて支援します。

[2] 指定管理

1. 総合福祉センターの管理運営

小樽市指定管理者として、法令等に従い、小樽市総合福祉センターの適正かつ効率的な管理運営を行います。

※ 点字図書館については別掲（16ページ）

※ とみおか児童館については別掲（5ページ）

(1) レクリエーション等の支援（老人福祉センター）

囲碁、将棋、カラオケ、健康マージャン等のレクリエーションや各団体のサークル活動等の支援を行います。

また、毎週2回入浴日（火曜日・金曜日、料金1回100円）を設け、多くの方に利用していただきます。

(2) ボランティア団体・福祉関連団体等に会議・研修の場所を提供します。

(3) 施設・設備の点検、整備

利用者の安全と非常時の災害に備えるため、施設・設備の点検や緊急通報体制を整備するとともに、関係機関と協力しながら消火訓練等を行います。

(4) 福祉バスの運行

福祉関係団体等利用者の生きがいくくりと社会参加の促進を図るため、小樽市福祉バスを運行します。

※ 大型バス（利用定員50名） マイクロバス（利用定員20名）

2. 児童館の管理運営

昨年から続く新型コロナウイルス感染症の感染予防等に留意しながら、児童福祉法及び小樽市児童厚生施設条例等に基づき、児童の健全な育成を図るため、関係機関との連携を密にし、小樽市指定管理者として3児童館の管理運営を行います。

児童館活動では児童に健全な遊びの場を提供することにより健康を増進し、情操を豊かにするとともに、英語に親しむことを目的とした事業にも取り組むなど、時代の要請にも応えながら、児童の健全育成に資するため各種の事業を実施します。

本年度も児童館と放課後児童クラブ活動のより一層充実した運営に努め、子育て支援に取り組みます。

(1) 塩谷児童センター

① 集団指導活動

・クラブ活動（年2期制）・教室（習字教室・読み聞かせ）

② 年間計画事業

新1年生歓迎会、遠足、バス遠足、センターまつり、お化け屋敷、ハロウィーン仮装パレード、なわとび検定、とびばこ検定、手芸教室、雪遊び教室、体力測定、スキー教室（前庭）、開館記念行事・お正月お楽しみ会など（年間100回程度）

③ 放課後児童クラブ事業

④ その他の事業、活動

母親クラブ、幼児サークル等の支援活動、運営委員会の開催、地域や社会教育機関との連携、避難訓練等の実施、センターだより「笠岩」・月行事予定の発行（毎月）など

(2) とみおか児童館

① 集団指導活動

・オルガン・ピアノ教室（小学2年～6年）・習字教室A（小学2年～3年）・習字教室B（小学4年～6年）・英語教室（「レッツ！ABC」小学2年）・ピアノ教室（小学2年～6年）

② 年間計画事業

あそびのひろば、ハロウィーンお楽しみ会、クリスマスお楽しみ会、とみおかシネマ、各種レクリエーションゲームなど

③ その他の事業、活動

児童館だより「とみおか」の発行（毎月）、各種行事にかかるパンフレット配布やインターネットサイトへの掲載などの情報発信、幼児サークル支援活動、合同避難訓練の参加、運営委員会の開催、ボランティア活動の推進（使用済み切手集め）、地域や社会教育機関との連携など

(3) いなきた児童館

① 集団指導活動

・図画教室（小学4年～6年）・習字教室A・B（小学4年～6年）

② 年間計画事業

幼児トランポリン、レク遊び、マンガビデオの会、幼児クリスマスお楽しみ会など

- ③ その他の事業、活動
児童館だより「いなきた」の発行（毎月）、幼児サークル支援活動、避難訓練の実施、運営委員会の開催、ボランティア活動の推進（使用済み切手集め）、地域や社会教育機関との連携など

[3] 生活困窮者自立支援

1. 生活困窮者自立支援事業

生活保護を受給せず、生活全般において困りごとを抱えている方への支援を目的に、全国一律で行われている事業です。

小樽市においては市が主体となっていますが、本会では生活困窮者自立支援事業の必須事業の一つである自立相談支援事業（相談支援員業務）を小樽市から受託し、対象となる方の相談や経済的自立に向けたプランの作成等を行い支援します。

2. 緊急生活救援資金等の貸付事業

貸付事業は、低所得世帯等の複雑多様化するニーズに対し、必要な資金を貸し付けることにより経済的自立と生活意欲の向上を図るとともに、地域で安定した生活を送ることができるようにすることを目的としています。

(1) 緊急生活救援資金貸付事業

小樽市在住の市民で、やむを得ない不時の緊急出費に困窮する世帯を支援する目的で貸付けします。

[事業の概要]

- ① 貸付金額の上限額は5万円。
- ② 1万円を超える貸付けの場合は、連帯保証人を要します。
- ③ 償還回数は貸付金額により最大10回まで。

(2) 生活困窮者自立支援資金貸付事業

小樽市が行う「生活困窮者自立支援事業」の対象となっている世帯に対して、生活費等を支援する目的で貸付けします。

[事業の概要]

- ① 貸付金額の上限額は10万円。
- ② 3万円を超える貸付けの場合は、連帯保証人を要します。
- ③ 償還回数は貸付金額により最大20回まで。

(3) 生活福祉資金貸付事業等（道社協受託事業）

他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援により、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を目指すことを目的としています。（この貸付制度は厚生労働省の要綱等に基づき運営しています。）

[主な貸付け]

- ① 総合支援資金(生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費)
失業時における生活再建までの間の生活費の貸付け
- ② 福祉資金(福祉費・緊急小口資金(被災時特例を含む))
日常、自立生活に活用するために必要な経費の貸付けや緊急かつ一時的困窮世帯への小口貸付け
- ③ 教育支援資金(教育支援費・就学支度費)
高等学校、大学、高等専門学校への入学、就学に必要な経費の貸付け
- ④ 不動産担保型生活資金(不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金)
高齢者世帯、要保護の高齢者世帯に対し、居住している不動産を担保に将来にわたり住居に住み続けるための生活費の貸付け
- ⑤ 特別生活資金(冬期生活資金)
燃料費など冬期の生活を確保する支援を必要とする世帯に対し、特別生活資金の貸付け(実施期間：10月～3月末)

3. 生活困窮者等への物資支援事業

物資支援事業は、生活困窮世帯に対して、必要な物資を提供することにより生活危機を緊急的に回避するとともに、経済的自立の促進を目的としています。

(1) 生活困窮者物資支援事業

歳末たすけあい義援金を財源に、緊急かつ一時的に生活物資が不足し生活危機に直面している生活困窮者自立支援世帯に対して、食料や灯油等の生活物資を提供します。併せて、経済的な自立に向け求職等の活動をしている生活困窮者自立支援世帯に対し交通費等の支援をします。

(2) 生活困窮者支援物資協力事業

社会福祉法人懇話会しあわせネットワーク・おたるが実施する生活困窮者支援物資協力事業に参画し、要請があった相談支援機関等に対して、保管する支援物資を提供します。

[4] 権利擁護事業の推進

北後志6市町村（小樽市、積丹町、古平町、余市町、仁木町、赤井川村）に居住する、認知症、知的障がい及び精神障がい等により判断能力に欠ける方及び判断能力が不十分な状態にある方を対象に、生活全般における法律的な援助や福祉サービス等の利用援助を行い、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。

行政機関や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、相談支援事業所、民生児童委員、介護支援専門員、相談支援専門員、福祉サービス事業者等と密接な連携をとりながら事業を進めます。

1. 相談事業

本人や親族、金融機関、行政、福祉サービス事業者など関係機関等から相談を受け、成年後見事業や日常生活自立支援事業をはじめ、あんしんサービス事業等、本人にとって適切なサービスにつなげるよう支援します。

2. 成年後見事業

認知症等により判断能力に欠ける又は不十分な状態にある方を対象に、財産管理、福祉サービスや病院・施設の入退所など生活全般の支援（身上保護）に関する契約等の法律行為を援助するとともに、制度の利用促進に向けた事業を実施します。

(1) 市町村長申立て手続に関する支援事業

北後志圏域6市町村の成年後見制度に係る市町村長申立て事案について、市町村と連携を図りながら事務手続の実施及び支援を行います。

(2) 法人後見事業

本会が法人として成年後見人等となり、後見業務（財産管理・身上保護）を担います。

業務の実施にあたっては、身上保護を福祉的観点で捉え、ご本人が安心して生活できているかを定期的を確認し、関係機関と連携しながら支援します。

(3) 市民後見人の養成事業

後見業務を担う市民後見人の育成と知識と技能の向上を図り、家庭裁判所と連携し多様な活動体制を構築することで、本人により良い支援ができるよう努めます。

また、日常生活自立支援事業の生活支援員で担当を持った経験のある生活支援員に市民後見人養成講座を受講してもらい、その活動を通じて資質、技能等を培い、市民後見人に登用することで、ニーズに見合った市民後見人の確保に努めます。それとともに、複数後見の事例を増やし、将来的には市民後見人の個人受任を目指します。

3. 権利擁護事業

判断能力の不十分な方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）を対象に、福祉サービスの利用や日常的な金銭等の管理を支援するため、北海道社会福祉協議会委託事業である「日常生活自立支援事業」、本会事業である「あんしんサービス事業」により、本人が必要とするサービスを提供するとともに、事業を担う人材の育成に努めます。

(1) 福祉サービス利用援助

福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談及び手続等を支援します。

(2) 日常的金銭管理サービス

福祉サービスの利用料金や公共料金等日常生活に必要な費用の支払い、預貯金の出入金等を支援します。

(3) 書類預かりサービス

年金証書や預貯金通帳等大切な書類を管理します。

(4) 生活支援員の研修会の実施

日常生活自立支援事業を担う生活支援員の養成と資質向上を図るため、ケースの検討や利用者に関係する制度等の理解を深めるための研修会を開催し、利用者のニーズに応えるサービスを提供できるよう努めます。

4. 普及・啓発事業

権利擁護推進のため、制度の周知、活用が図られるよう、北後志6市町村で勉強会等を開催します。

また、民生児童委員協議会や総連合町会、介護支援専門員連絡協議会などの団体の定例会等において、制度の普及啓発を図り、後見等の案件の潜在的ニーズの把握に努めます。

[5] 介護保険事業の推進

1. たんぽぽ介護事業所

(1) 訪問介護事業及び障がい者居宅介護事業

介護分野においては、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止の取組の推進などの改革が進められています。

このことから、訪問介護事業等は将来を見据えた適確な対応が求められており、地域の関係機関と連携を図りながら、事業の推進体制を整備するなど経営基盤の強化に努め、利用者が安心して自立した日常生活を営むことができるように、各々の心身の状況に応じた身体介護と生活援助等のサービス提供を行い、介護予防や自立支援等に向けた事業を実施します。

① 事業の推進体制の強化等

利用者への適切な介護や多様化するニーズに応えるため、訪問介護員の資質向上を図る研修会を実施し、サービス提供責任者の充実や訪問介護員の派遣体制の整備を図るなど推進体制の強化に努めるとともに、事務事業の効率化を推進するなど経費の削減に努めます。

② 障がい者福祉サービス事業の実施

身体、知的、精神障がい者への居宅介護に当たっては、その有する能力に応じ自立した生活ができるよう、それぞれの立場に立った適正なサービス提供に努めます。また、「同行援護」や小樽市の委託事業である地域生活支援事業の「移動支援」サービスを提供し、生活の質を高めるよう努めます。

③ 利用料減免の実施

低所得者の利用料の減免を実施し、利用者の負担を軽減することにより、サービスの利用促進を図ります。

④ 訪問介護事業所相互の連携及び情報収集

小樽市訪問介護事業所連絡協議会をとおして訪問介護事業所相互の連携を図るとともに、国や地方自治体が計画する介護制度の改正等についての情報を収集し、事業所の適切な運営に努めます。

(2) 居宅介護支援事業

介護保険の給付サービスを適切に利用できるよう、利用者の状態や希望、ご家族の意向に応じたケアプランを作成し、関係機関と連携を取りながら、より良い在宅福祉の充実に努めます。

① 自立支援に向けたケアプランの作成

要介護と認定された利用者に対して、より質の高いきめ細やかなケアプランの作成に努めるとともに、自立支援に向けた適切なサービス提供ができるよう医療との連携や関係機関と連絡調整を図ります。

② 訪問活動と関係機関との連携

利用者の状況を適切に把握するため、訪問活動を積極的に行うとともに、サービス担当者会議等をとおして関係機関と連携を図ります。

また、困難な課題等については地域包括支援センター及び関係機関と連携を図り、問題解決に努めます。

③ 認定調査の実施

小樽市及び他市町村から委託される認定調査を引き続き行います。

④ 委託事業の実施

他市町村の地域包括支援センターから委託される介護予防ケアプランの作成業務を行います。

⑤ 居宅介護支援専門員相互の交流

小樽市介護支援専門員連絡協議会、地域包括支援センターのほか、市外の関係機関が開催する研修会及び交流会等へ参加し、他事業所の介護支援専門員との交流を深めるとともに情報交換を図り、地域福祉の充実に努めます。

また、事業所内においても情報交換やプラン検討会議を定期的に行うことで、知識や見識を広め自己研鑽を図ります。

⑥ おたるワンチームへの協力

ICTツールを使用し、医療・介護の多職種連携を行っている「おたるワンチーム」に、当事業所も参加しています。今年度も利用者の「現在の生活の延伸」「ADLの改善」「安らかな看取り」を図れるように、医療・介護の連携を強化していきます。

また、「おたるワンチーム・ユーザー会議」に参加し、知識の向上を図ります。

2. 銭函デイサービスセンター

小樽市の高齢者数（65歳以上）及び介護保険認定者数は増加傾向にあり、高齢者の増加率を上回る伸び率で介護保険認定者数が増加しています。銭函地区も同様に高齢化率が高く、高齢化が顕著になっています。

介護保険制度では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を目途に高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスの関係機関で連携を図り、一体的に提供できるサービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。

このような状況下、地域密着型通所介護事業所として、要介護認定者等の自立度に基づき、関係機関との連携及び運営推進会議の開催等による運営の透明性の確保が求められています。利用者の心身機能及び生活機能の維持・向上、社会参加の促進、家族の介護負担軽減を図りながら、地域に密着したサービスの提供に加え、認知症高齢者や中重度高齢者等を積極的に受け入れ、在宅福祉の充実に向けた事業展開を行います。

- ① 地域に密着したサービスの提供
運営推進会議を定期的に行い、地域の方々と連携しながらサービスの質の強化を図るよう努めます。
- ② 関係機関との連携と自立支援
利用者及び家族の多種多様なニーズに対応するため、地域密着型通所介護計画等を立案し、関係機関と連携を図りながらサービスの提供を効果的に行い、利用者の自立支援に繋がるよう努めます。
- ③ サービス提供内容や認知症介護の充実
利用者の要介護度の改善に向けたサービス提供内容の充実と認知症予防及び進行抑制等の介護に努めます。
- ④ 個別的なサービス提供
利用者の多種多様なニーズに対応するため、高齢者の尊厳を保持しながら個別にサービスを提供します。
- ⑤ 地域交流の促進
利用者と地域の人々が触れ合う機会を設け、地域との交流を促進します。
- ⑥ 実習生の受入れ
介護職員初任者研修及び介護・看護体験実習等に係る実習生を受け入れ、福祉・医療・教育関係等の人材育成の一助となるよう努めます。
- ⑦ 職員のサービス向上
施設内外の研修等への参加を促し、職員のサービス向上に努めます。

3. 小樽市中部地域包括支援センター

高齢化が進む小樽市において、高齢者を含む地域住民同士が支え合いながら自分らしく生活できる地域共生社会の実現に向けて、高齢者が持つ福祉課題や生活課題を共に考え、その解決に向けて専門職として適切に業務を遂行します。介護予防・日常生活支援総合事業も5年目となる年であり、今まで以上に地域と深く関わることのできるセンターを目指し、関係機関との一層の協力体制の構築に努めます。在宅医療介護連携支援センター、生活支援コーディネーター、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員の業務が連動し、機能強化されたセンターとしての自覚を持ち事業を行います。

- ① 総合相談・支援事業
高齢者の一人一人が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な支援方法を導きながら、適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる「ワンストップサービス」の拠点として関係機関等と適切な連携を図ります。

「地域ケア会議」は個別ケースの課題を解決するために、地域の社会資源やニーズの把握に努めるとともに、ニーズの受け皿となる住民全体サービスの体制整備を検討します。

② 権利擁護事業

成年後見センター、消費者協会等関係機関と連携し、高齢者に対する権利侵害の防止や対応策についての協議、権利行使の支援を行います。また、地域の介護支援専門員・高齢者施設の職員や相談職を対象とした研修会を実施し、権利擁護についての理解を促進し、また、相談職としてのスキルアップに努めます。

③ 介護予防事業

高齢者が介護の必要な状態になることを予防し、健康の保持増進のための支援を行うとともに、介護を要する状態となっても、できる限り居宅で自立した生活を営めるようサービスを調整します。

前年度は思うように活動ができなかった地域版介護予防教室の支援を継続し、地域版介護予防教室が圏域で新規に立ち上げられるよう啓発に努めます。地域版介護予防フェアでは、今年11回目となる「ほたる縁日」を開催予定とし、皆様に介護予防に関心を持っていただけるよう周知します。また、独自事業である「楽笑体操教室」を定期的で開催し、WEB配信にも取り組みながら介護予防について市民に広く周知します。前年度新型コロナウイルスにより休止が続いたことから高齢者の筋力向上、うつ予防に考慮した内容で開催します。

④ 包括的支援事業

従来 of 主任介護支援専門員、介護支援専門員、施設職員を対象とした研修会の開催については、ZOOMやWEB配信に切り替えることも検討して知識技術向上やケアマネジメント向上に努めます。ケアマネジメントに関する相談を受け、利用者様が適切にサービスを利用できるよう調整いたします。

⑤ 認知症対応事業

「認知症サポーター養成講座」や認知症についての研修会等を引き続き実施し、認知症についての理解を深めていただくよう取り組みます。

前年度から開始した認知症地域支援推進員による「歩こう会」（チームオレンジ）はボランティアの方と協力し若年性認知症の方が生き生きとした暮らしを送れるような活動を実施します。

平成28年10月に発足した「認知症初期集中支援チーム」についても、認知症の方を早期発見・支援できるようチーム医と連携し対応します。

⑥ 生活支援体制整備事業

第2層生活支援コーディネーターとして第1層生活支援コーディネーターや小樽市と連携・協働し、社会資源や地域の状況を把握していきます。

他市町村の取り組みを知ることで双方が協力できる関係づくりのために、視察を予定しています。今までとは参加の形は異なってきますが、各種研修会へ積極的に参加し、資質向上に努めます。

地域の方に参加をしていただき意見交換をする「つながる会議」を行い、地域課題のまとめや市へ情報提供をしていきます。

⑦ 在宅医療介護連携支援事業

「おたるワンチーム」に登録し、医療機関に入院されている方が在宅生活へ円滑に戻るよう連携を強化します。高齢者の「現在の生活の延伸」「ADLの改善」「安らかな看取り」を円滑に図れるよう対応します。

⑧ その他

研修会・勉強会への積極的な参加を継続し、職員のスキルアップに努めます。

「小樽スーパービジョン研修会」を定期開催し、専門職の資質向上に寄与します。

随時ブログの更新を行い、グループホーム等施設の空き情報やイベント・介護予防についての情報発信を行います。

また、市内中心部に位置する特性を活かしたイベント等を充実させ、市民の参加を促すことにより、センターの役割を広く周知するよう努めるとともに、顔の見える関係づくりのため情報発信（ブログ）、広報誌の発行に加えLINEを開設し、住民の方へ適宜情報発信し関係強化に努めます。

少子高齢化に備えて福祉分野の人材を確保するため、実習生を積極的に受け入れ福祉の未来を担える後進の人材育成に努めます。

社会情勢の変化により生じる地域課題に幅広く対応していくために、ニーズに応じた資源開発や事業活動を企画し、展開できるよう柔軟に取り組んでいきます。

[6] ボランティア・市民活動の推進

1. 小樽市ボランティア・市民活動センターの運営

小樽市ボランティア・市民活動センターでは、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながら、本年度も市内の各ボランティア団体と協働し、各種事業を推進します。また、その中でも本年度は新たに以下の4つの事業に取り組みます。

(1) アクティブシニア応援アプリ(仮称)と連携したボランティアポイント制度の実施

市内のボランティア活動の活性化、特に若い世代やこれまでボランティア活動をしたことがない方々のきっかけづくり、高齢者の介護予防を目的として、小樽市ボランティア・市民活動センターから案内する活動の一部で、ボランティアポイントの付与を開始します。

また、令和3年度に小樽市社会福祉協議会が運営を開始する「アクティブシニア応援アプリ(仮称)」と連携し、ボランティアポイント制度の利用促進を図ります。

(2) 学校支援ボランティア講座の開催

市内の小・中学校からの依頼を受け、社協職員が実施する福祉体験学習では、例年「学校支援ボランティア」にご協力いただき、子どもたちの見守りや学習へのアドバイスなどを行っていただいています。

本年度は、新たな「学校支援ボランティア」の担い手確保を目的に、具体的な活動内容や心構え等を学ぶ講座を開催します。

(3) 地域食堂・子ども食堂ボランティア講座の開催

小樽市内では、高齢者や子どもが安心して過ごせる地域の居場所として、「地域食堂」や「子ども食堂」への関心が広がっています。

本年度は、先進事例の紹介や、既に活動を始めている方々、活動に興味のある方々同士のネットワークづくり、情報交換等を目的とした講座を開催し、市内の取り組みの活性化を図ります。

(4) 子どもたちによるボランティア活動発表会の開催

子どもたちの福祉に対する意識を高めるとともに、将来の福祉の担い手育成を目的として、「学童・生徒のボランティア活動普及事業」協力校及びその他の市内の小・中学校の児童、生徒が、日頃のボランティア活動について発表する場を設けます。

[令和3年度 小樽市ボランティア・市民活動センター事業一覧]

※ 令和3年度に新たにに取り組む事業については、下線を引いてあります。

① ボランティアの相談、登録及び紹介

- a. ボランティア活動希望者やボランティア団体の相談対応及び登録業務
- b. 登録者とボランティアニーズのマッチング

② ボランティアの育成と指導及び普及

- a. アクティブシニア応援アプリ(仮称)と連携したボランティアポイント制度の実施
- b. 出前講座の実施(総合的な学習の時間への協力等)
- c. 学校支援ボランティア講座の開催
- d. 地域食堂・子ども食堂ボランティア講座の開催
- e. ボランティア・市民活動センター交流会の開催
- f. 傾聴ボランティア講座 フォローアップ(仮称)の開催
- g. 災害ボランティア講座 フォローアップ(仮称)の開催
- h. 子どもたちによるボランティア活動発表会の開催

③ ボランティア活動の開発及び啓発

- a. ボランティア清掃活動の実施
- b. カレンダーリサイクル活動の実施

- ④ ボランティア・市民活動に必要な調査、研究及び情報提供
 - a. ボランティアセンター情報等の発行
 - b. ホームページ、フェイスブックを通じた情報発信
 - c. 職員の資質向上のための研修会参加
 - d. 他市町村のボランティア・市民活動センターとの連携
- ⑤ ボランティア・市民活動団体への協力及び支援
 - a. ボランティア・市民活動団体助成事業の実施
 - b. 物品の貸出（車椅子、高齢者擬似体験セット、視聴覚機材、レスキューキッチン等）
- ⑥ ボランティア・市民活動関係団体との連携及び連絡調整
 - a. 登録団体への協力及び支援、未登録団体との連携
 - b. 小樽ボランティア会議の開催、連絡調整等
- ⑦ ボランティア保険の取扱い
保険加入・請求手続き事務及び周知
- ⑧ その他ボランティア・市民活動に必要な事業
 - a. 小樽市ボランティア・市民活動センター運営委員会の開催
 - b. ボランティアルームの管理運営

2. 点字図書館の管理運営

視覚障がい、発達障がい、肢体不自由などの障がいによって、読書が困難な方の社会参加の促進に寄与するため、ニーズを的確にとらえ、ボランティアと連携し、図書の整備及び最新情報の収集・発信を図ります。

また、全国の視覚障がいをもつ方々への情報提供施設として、点字及び録音図書等の貸出しや図書を制作するボランティアの養成などの事業を推進します。

(1) 図書の整備

点字図書・録音図書等の整備を図ります。

(2) 視覚障がい者情報総合ネットワーク（サピエ）の利用

本館に所蔵していない図書の貸出し希望等があったときは、「サピエ図書館」を利用したサービス提供に努めます。

(3) ボランティアの養成

点字図書製作・録音図書製作のボランティア養成講座及び必要に応じて点訳や音訳の養成講座を開催します。

(4) プライベートサービス事業

日常生活において必要とする生活関連資料及び個人利用に限定される図書等で、利用者の求めに応じて点訳及び音訳による図書等の製作を行います。

(5) 各団体等からの依頼への対応

小樽市の各部署から依頼される広報誌(広報おたる・市議会だより)やパンフレットなどのほかに、視覚障がい者団体から依頼されたものの点訳及び音訳を行います。また、視覚障がいをもつ方々のために、必要と思われるものの点訳及び音訳を行います。

(6) 点字図書館のPR行事の実施

より多くの小樽市民の方に、点字図書館の機能や役割を知ってもらうため、「夏休み点字教室」等を開催します。

[7] 社会福祉法人等との協力・連携

小樽市内の社会福祉法人等17団体が参加し発足した社会福祉法人懇話会「しあわせネットワーク・おたる」の一員として、他の社会福祉法人等と協力・連携し、地域貢献事業を進めます。

前年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予定していた事業がほぼ行えない状況でしたが、本年度は感染予防を図りながら、同懇話会で実施する各種事業に参加し、地域福祉の推進に当たります。

同ネットワークでは次の3委員会を設け、事業を実施しています。本会も主に福祉のしごと委員会及び地域づくり委員会に参画し、各種活動を行います。

1. 生活支援委員会

各法人の相談支援機関等で対応している相談者のうち、経済的に困窮し、主に食料品を求めている方に対し、迅速に必要な物資を提供することにより、当該相談者の生活を支援する事業を継続して実施します。本会では、カップ麺、缶パン、アルファ米等を用意し、供給体制を整えています。

2. 福祉のしごと委員会

社会福祉法人を広く地域の方々に知っていただくための広報活動を行うとともに、近年確保が困難になってきている福祉・介護関係の人材養成等を目的に、教育機関への出前講座や福祉・介護分野の業務に関わる体験研修などを企画・実施します。

3. 地域づくり委員会

地域で顕在している課題への対応はもとより、潜在化している課題を掘り起こし、適切な専門職や機関・団体等につなぎ、当事者が抱えている問題を解決する仕組みをつくるため、各法人の相談職を中心とした職員レベルの連携を強化する事業を企画・実施するとともに、早期に課題を発見できる地域体制のあり方などを検討します。

[8] 関係団体等の支援

地域で行っている様々な福祉活動をとおして、福祉コミュニティづくりの推進を図るため、赤い羽根共同募金助成金、歳末たすけあい義援金及び北海道社会福祉協議会助成金等を活用し、各関係団体等の活動を支援します。

- ① 高齢者福祉活動
小樽市老壮大学、小樽市老人クラブ連合会等への協力、支援
- ② ひとり親福祉活動
小樽市ひとり親と寡婦の会(料理、詩吟等各種教室ほか)への協力、支援
- ③ 児童青少年育成福祉活動
各町会(子どもの遊び場保守費支援事業)への支援
- ④ 町会活動
小樽市総連合町会、各町会への協力、支援
- ⑤ 地域福祉活動
小樽市民生児童委員協議会への協力、支援
- ⑥ 障がい福祉活動
障がい者通所施設への協力、支援

[9] 困窮世帯等の支援

歳末たすけあい義援金及び愛情銀行への寄付金を財源に、様々な理由により支援が必要な方たちに対応します。

- ① 災害遺児家庭の支援
災害(交通、労働、海難、火災等)で親を亡くされた児童への支援
- ② ひとり親家庭等の支援
ひとり親家庭等(児童扶養手当全部受給、特別児童扶養手当受給の非課税世帯)及び子ども食堂等への協力、支援

③ 生活困窮者の支援（再掲（7ページ））

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者への物資支援(食料品・飲料・防寒着等の緊急支援として必要最小限の物品の給付)

[10] 共同募金運動への協力

共同募金運動は、社会福祉法に基づき厚生労働大臣の定める期間内に全国協調で行われます。寄せられた募金は本会の事業や市内の福祉団体、ボランティア団体等に助成され、地域福祉を推進する財源として広く利用されています。

特に、歳末たすけあい運動では、本会が小樽市共同募金委員会から助成を受け、見舞金贈呈事業や福祉除雪サービス事業等を行っております。

これらの募金活動を実施している小樽市共同募金委員会の事業運営に協力します。

- ① 赤い羽根共同募金運動(募金実施期間 10月1日～12月31日)
- ② 歳末たすけあい運動(募金実施期間 12月1日～12月31日)

[11] 会務の運営等

1. 理事会、評議員会等の開催及び監査の実施

(1) 理事会開催月日及び主な予定議案

- ① 令和3年5月28日 令和2年度事業報告及び決算報告、評議員候補者案等
- ② 令和3年6月24日 会長、副会長及び常務理事の選任、評議員選任・解任委員会委員の選任等
- ③ 令和3年12月9日 共同募金財源による事業案等
- ④ 令和4年3月11日 令和4年度事業計画及び予算案等

(2) 評議員会開催月日及び予定議案

- ① 令和3年6月24日 (定時評議員会)
令和2年度事業報告及び決算報告、役員を選任等
- ② 令和3年12月23日 共同募金財源による事業案等
- ③ 令和4年3月29日 令和4年度事業計画及び予算案等

* 上記のほか、必要に応じ随時開催

(3) 評議員選任・解任委員会 必要に応じ随時開催

(4) 監事監査 四半期ごと又は必要に応じ随時

2. 定款及び諸規程の整備、適正な運用

3. 地域福祉活動計画の実行

4. 役員、評議員の研修の実施
5. 職員研修の実施
6. 会員の拡充
7. 相談援助実習生の受入れ(社会福祉士資格取得等のための現場実習)等
8. 各種研修事業への協力及び支援
9. 社協だより、ホームページ及びFacebook等による情報提供
10. 北海道社会福祉協議会及び小樽・後志地区社会福祉協議会連絡協議会等との連携